

環境基本計画変更に係る県民の意見を聴く会における意見について

1 東三河事務所

(1) 開催日：平成19年6月11日(月)

(2) 出席者：地域環境保全委員、関係行政機関(市町村等) 40名

[環境審委員]板倉委員、北田委員、中村委員

(3) 意見の概要

太陽光発電だけでなく、より安価で効率の良い太陽熱温水器に対する補助も実施してほしい。

道路建設等の公共工事の実施に当たっては、自然環境に配慮した先進的な工法を採用してほしい。

黄砂に関する大気汚染の基準はないのか。

土壌・地下水汚染など人の健康に関わる公害への対策が重要である。

施策が非常に多く、全て実施できるのか不安。重要な施策を優先して実施していく必要がある。

2 尾張事務所

(1) 開催日：平成19年6月15日(金)

(2) 出席者：地域環境保全委員、関係行政機関(市町村等) 92名

[環境審委員]加藤委員、芹沢委員、中村委員、吉田委員

(3) 意見の概要

地球温暖化対策では、啓発だけでなく、さらに踏み込んだ施策が必要である。

公園や空き地に大量のごみが放置されてまちの景観を損なっている。ごみ対策が重要である。

ごみ対策においては、マナーの悪い人も多いため、罰金の徴収など思い切った施策も必要である。

里山が利用されなくなり、森が暗くなっている。生物多様性に富んだ計画的な森づくりが必要である。

外来生物による生態系のかく乱やクマ、イノシシによる被害状況の評価やその対策について記載するべきである。

自然環境保全施策においては、保護だけでなく、捕獲による適切な管理も必要である。

従来 of 公害問題が全て解決したわけではない。公害対策も非常に重要である。

環境への配慮の意識の全くない大人がいる。子どもの時からの環境教育が重要である。

各種環境活動に県民が主体的に参加することが大切であり、このことを次期計画に明確に位置付けるべきである。

要するに我々県民は何をしなければならないか、それをどう評価していくのかを示すことが重要である。